

平成 29 年第 1 回定例会

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 29 年 2 月 2 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成 29 年第 1 回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[2 月 2 日 (木)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 議第 1 号から議第 6 号までの 6 件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	19
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	26
8 副管理者挨拶	27
9 閉会の宣言	27

平成29年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月2日	木	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 議第1号～議第6号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 議第 1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 2 議第 2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 3 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 議第 4号 駿東伊豆消防組合への派遣職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 議第 5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 6 議第 6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算について

平成29年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

平成29年2月2日（木）午後2時 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	中島弘道	2番	鈴木照久
3番	米山祐和	4番	秋山治美
5番	飯田桂司	6番	杉山武司
7番	尾藤正弘	8番	片岡章一
9番	長沢正	10番	鈴木克政
11番	水口哲雄	12番	塚平育世
13番	原喜久雄	14番	山田直志
15番	小長谷順二	16番	梶泰久
17番	渡邊博夫	18番	植松恭一

○欠席委員等（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

副管理者	森延彦	消防長	平井貴
消防部長	山中史隆	警防部長	橋本博
総務課長	小森泉	予防課長	渡辺肇
警防救急 課長	山本竜也	通信指令 課長	今井將一朗

第1方面
本部長兼
沼津北
消防署長

宮代正一

第2方面
本部長兼
田方中
消防署長

梅原繁一

第3方面
本部長兼
伊東消防
署長

石井義仁

清水町
消防署長

山本道雄

東伊豆
消防署長

久我谷 精

田方北
消防署長

山下克俊

田方南
消防署長

植田敏嗣

会計室長

長岡弘繁

○議会事務担当職員

書記長 玉川 稔

書記 矢ノ下 健一郎

書記 廣瀬 光晴

書記 水口 忍

書記 草場 大介

○議事日程

平成29年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

平成29年2月2日（木曜日） 午後2時 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 会期の決定

第4 議第 1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について

第5 議第 2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第6 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

第7 議第 4号 駿東伊豆消防組合への派遣職員の給与に関する条例の一部改正について

第8 議第 5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について

第9 議第 6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算について

第10 消防行政に対する一般質問

第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を議長から指名いたします。

4番 秋山治美議員、14番 山田直志議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る11月の定例検査結果報告及び地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告が監査委員からそれぞれ報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、平成28年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、大沼明穂管理者及び佃弘巳副管理者から、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

平成29年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松議長に御出席をいただき、委員全員の出席のもと開催をいたしました。

その概要について御報告を申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が6件でございます。内容といたしましては、議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について、議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議第4号 駿東伊豆

消防組合への派遣職員の給与に関する条例の一部改正について、議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、議第6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

次に、議案質疑ですが、通告者につきましては、議第5号及び議第6号にそれぞれ1人となっております。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は3人となっております。

最後の日程といたしましては、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議をいただきます。

以上のことから、会期につきましては、本日1日と決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植松恭一）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1日と決定いたしました。

◎議第1号から議第6号までの6件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第4 議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）から日程第9 議第6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

この6件に対する当局の説明を求めます。

○副管理者（森 延彦）

今回提出しております議案につきまして、欠席しております大沼管理者にかわりまして、その概要を私から御説明いたします。

議第1号につきましては、平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について議決をお願いするものであります。

次に、議第2号につきましては、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議決をお願いするものであります。

次に、議第3号につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について議決をお願いするものであります。

次に、議第4号につきましては、駿東伊豆消防組合への派遣職員の給与に関する条例の一部改正について議決をお願いするものであります。

次に、議第5号につきましては、駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について議決をお願いするものであります。

次に、議第6号につきましては、平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算について議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては以上でございますが、細部説明につきましては、消防部長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほど、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○消防部長（山中史隆）

各議案につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について御説明をいたします。

議案書の1ページの補正予算書をごらんください。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ694万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,103万6,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、2ページ及び3ページに記載のとおりであります。

4ページ、5ページの第2表債務負担行為補正につきましては、平成29年度当初から必要となる設備の保守点検等の業務委託費及び賃借料について、平成28年度中に入札執行ができるように、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について記載をしております。

補正予算の詳細につきましては、6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、3の田方消防基金繰入金に694万7,000円を追加し、1目基金繰入金の総額を694万8,000円といたします。これは、

旧田方地区消防組合職員の早期退職者2名を含む3名分を静岡県市町総合事務組合に退職手当特別負担金として支払うためであります。

なお、この財源は、駿東伊豆消防組合田方消防基金から繰り入れることとなります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

3款1項1目職員人件費、3の田方消防組合職員給与支給事業、3節職員手当等の退職手当組合負担金に694万7,000円を追加し、1目職員人件費の総額を46億7,296万5,000円とするものであります。

なお、12ページに旧田方地区消防組合職員の給与費明細書、13ページに債務負担に係る当該年度以降の支出予定額に関する調書の補正を添付しております。

次に、議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の15ページ及び別冊議案資料の1ページから5ページをあわせてごらんください。

本改正は、平成28年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月24日に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日にそれぞれ公布されたことに伴い、これに準じて、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としては、改正条例の第1条、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、改正文前段の第8条関係で、育児休業等に係る子の対象を現行の親子関係にある子に「特別養子縁組の看護期間中の子等」を追加し、16ページの中段上の第12条関係では、休暇の種類に介護時間を新設するとともに、その下、第16条関係では、介護休暇の請求できる期間を3回まで分割して取得できることを規定し、その下の第16条の2関係では、連続する3年の期間内において、1日につき2時間以下で勤務をしないことを承認できる制度を新設するものであります。

次に、その下、改正条例の第2条、駿東伊豆消防組合職員の育児休業に関する条例では、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同様に、次のページ、第2条、第3条及び18ページ上段の第10条関係では、育児休業等に係る子の

対象範囲を見直すとともに、中段の第21条関係では、介護に係る部分休業の取得を可能とする規定を設けるものであります。

次に、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の21ページ、別冊議案資料の7ページから10ページをあわせてごらんください。

本改正は、さきの議第2号の改正と同様に、平成28年の人事院勧告に基づき、これに準じて、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の扶養手当に係る部分について、所要の改正を行うとともに、休日勤務手当を支給する時間の割り振り及び勤務1時間当たりの給与額の算定について所要の改正を行うものであります。

また、清水町派遣職員の駿東伊豆消防組合への身分移行に伴う地域手当及び給料表に定める職務の級を分類する等級別基準職務表について、附則に規定するものであります。

主な改正内容であります。まず、21ページの改正文中段下の第11条3項関係の扶養手当につきましては、配偶者に係る手当額を現行の1万3,000円から2年間で段階的に6,500円まで減額し、子に係る手当額を2年間で段階的に1万円まで引き上げるものであります。段階的引き上げ、引き下げにつきましては、24ページからの附則に規定しております。

次に、22ページ下段、第22条の休日勤務手当を支給する時間の割り振りにつきましては、休日勤務手当支給期間中に勤務する職員の平等性を確保するため、支給する時間の割り振りについて、別に定めるものであります。

次に、同ページ最下段の第32条関係では、勤務1時間当たりの給料額の算定について、現行では、国家公務員の算定基準の規定となっておりますが、地方公務員は労働基準法が適用されるため、労働基準法の算定基準に合わせる規定にするものであります。

次に、23ページ、附則9項及び10項は、清水町派遣職員の駿東伊豆消防組合への身分移行に伴う附則の追加で、平成29年3月31日まで清水町の職員であった者は、引き続き地域手当を支給できるよう、清水町職員の給与に関する条例に読みかえ規定を加えるとともに、組合の等級別基準職務表に身分移行と同時に合わせるものが困難なため、5年間の経過措置を設けるなどの規定を加えるものであります。

次に、議第4号 駿東伊豆消防組合への派遣職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の27ページ及び別冊議案資料の11ページをあわせてごらんください。

本改正は、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、駿東伊豆消防組合へ派遣されている職員の休日勤務手当を支給する時間の割り振りについて平等性を確保するため、改正するものであります。

主な改正内容は、現行、特殊勤務手当を除く諸手当につきましては、派遣元の例規を準用する規定であります。休日勤務手当を支給する時間の割り振り基準に相違があったことから、勤務する職員の平等性を確保するため、支給する時間の割り振りを別に定める第6条を追加するものであります。

次に、議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の29ページ及び別冊議案資料の13ページをあわせてごらんください。

本改正は、近年の広島県でのホテル火災、長崎県のグループホームの火災等により多数の死者が発生したことを踏まえ、消防法令に重大な違反がある建物の情報を建物利用者等に広く公表するため、駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、不特定多数の方が利用する建物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、また、自動火災報知設備の未設置違反を確認した場合に、その違反が是正されるまでの間、消防本部のホームページに、その建物の所在地、名称、違反内容等を公表するものであります。

消防法令に重大な違反がある建物を公表することにより、その建物を利用される方がみずからその建物の危険性に関する情報を入手し、その建物を利用する際に判断ができるようになるほか、消防用設備等の適正な設置が促進されます。

次に、議第6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明します。

それでは、別冊予算書の1ページをお開きください。

議案の各部について御説明いたします。

まず、第1条歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ58億 148万円と定めるものであります。

なお、第2項の各区分の金額である第1表、歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりであります。

本予算は、前年度当初予算と比較すると、2億 7,000万円余りの増額となりますが、これは事業内容の性質上、必ず必要となる経費が平成29年度予算に含まれているためであります。

内容といたしましては、共通経費では、平成28年度はメーカーの保証期間であった消防指令センターの指令及び無線システムの保守委託に係る経費、内部情報ネットワーク関連の保守等に係る経費などがあり、また、個別経費では、人事院勧告に伴う人件費増額分、清水町派遣職員の組合職員への身分移行に伴う経費、田方南消防署に係る給油設備設置工事費、旧田方地区消防組合の平成29年度からの起債償還などが主なものであります。

なお、これらの経費を除いた予算総額を前年度と比較すると、おおむね前年度予算並みの100.57%となります。

次に、第2条地方債であります。

4ページをお開きください。

第2表地方債で、起債の目的と限度額を定めております。起債の目的、消防施設整備事業、限度額1億7,470万円と定めるものであります。これは、平成29年度に更新が予定されている消防車両、水槽付きポンプ自動車1台、災害対応特殊消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車2台、計5台及び高度救助用資機材を整備する事業であります。

1ページに戻りまして、次に、第3条の一時借入金であります。これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、1億8,000万円と定めております。

次に、第4条の歳出予算の流用であります。これは、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

以上が議案の説明であります。

次に、歳入歳出の詳細を御説明します。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。

歳入を御説明いたします。

歳入の主なものは、1款1項1目市町負担金であります。負担金の総額は55億5,863万6,000円であり、各市町の負担金は説明欄に記載のとおりとなっております。

なお、3節のその他経費負担金の1億1,996万3,000円につきましては、旧田方地区消防組合の各市町が起こした消防庁舎整備及び消防救急デジタル無線整備等の起債償還金に係るものであり、各市町の負担金は説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料と、10ページ、11ページ上段の手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当消防本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交

付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、5款の財産収入は、田方消防基金の利子や12ページ、13ページ上段では自動販売機設置場所等に係る貸付収入でございます。

次に、6款寄附金は、寄附の受け入れ、7款繰入金は、田方消防基金からの繰り入れ、8款繰越金は、田方の前年度の繰越金等であります。

次に、14ページ、15ページの9款諸収入は、歳計金の利子と、その下の雑入では、静岡県消防学校に派遣している職員に係る人件費の県からの受け入れや消防大学校入校経費に係る静岡縣市町村振興協会からの助成金の受け入れ等であります。

10款組合債は、起債の受け入れであります。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

歳出の御説明をいたします。

1款議会費であります。

議会費につきましては、定例会及び臨時会を各2回、議会運営委員会を定例会及び臨時会の開催日と別に2回の開催を見込んだ議員報酬と費用弁償が主なものであります。計上額は130万9,000円で、前年度並みとなっております。

次に、その下から19ページまでの説明となります。

2款総務費、1項1目組合管理費であります。これは、組合管理費の報酬及び費用弁償、職員の健康診断委託、内部情報ネットワーク使用料、田方の市町消防基金積立事業が主なものであります。計上額は4,513万4,000円で、前年度と比較し1,864万3,000円の減額であります。減額の主な理由としては、駿東伊豆消防組合発足当初の平成28年度予算には、旧田方地区消防組合基金の移管分を計上する必要がありましたが、平成29年度予算には計上する必要がなくなったためであります。

次に、18ページ、19ページの2段目をごらんください。

同款2項1目監査委員費、これは監査委員の報酬及び費用弁償等であります。計上額は27万5,000円で、前年度並みとなっております。

次に、その下から25ページにわたる3款消防費、1項1目職員人件費であります。これは職員の人件費であり、人事院勧告分を反映させております。計上額は47億8,973万5,000円で、前年度と比較し1億2,393万1,000円の増額であります。増額の主な理由としては、人事院勧告、再任用及び清水町の身分移行に伴う退職手当組合負担金等であります。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

同款同項 2 目職員管理費であります。これは、職員の被服整備並びに県消防学校、消防大学校及び救急救命士養成講習などの職員の研修及び資格取得に係る経費でございます。計上額は9,718万9,000円で、前年度と比較し289万2,000円の増額であります。増額の主な理由としては、再任用職員の定期・特定健康診断費、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣職員に係る借家借り上げ料であります。

次に、同款 2 項 1 目消防署所運営管理費であります。これは、光熱水費や消耗品など、消防本部、各消防署及び消防指令センター等を運営していくための経費であります。計上額は 2 億9,457万8,000円で、前年度と比較し8,597万1,000円の増額であります。増額の主な理由としては、平成28年度はメーカー保証期間であった消防指令センターの指令及び無線システムの保守委託と指令センターの土地建物に係る各市町の元金償還金が始まったためであります。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

最下段から次のページにわたる同款同項 2 目警防管理費であります。これは、消防車両の維持及び消防資機材保守等に係る経費が主なものであります。計上額は 1 億800万6,000円で、前年度と比較し667万2,000円の増額であります。増額の主な理由は、平成29年度は前年度より大型のはしご車のオーバーホールに係るものと、更新車両の無線機の乗せかえ経費を修繕料として、この目に移管したものでございます。

次に、36ページ、37ページをお開きください。

同款同項 3 目救急管理費であります。これは、救急資機材の購入、リース及び救急救命士の病院研修実習に係る経費が主なものであります。計上額は5,947万1,000円で、前年度と比較し219万4,000円の増額であります。増額の主な理由としては、個別に実施していた応急手当講習を駿東伊豆消防本部全体として実施するため、応急手当指導員に係る報酬を共通経費に移管したことによるものであります。

次に、その下から次のページにわたる同款同項 4 目予防管理費であります。これは、予防業務に係る書籍、火災調査機器の整備及び臨時職員に係る経費が主なものであります。計上額は582万6,000円で、前年度と比較し278万7,000円の増額であります。

次に、38ページ、39ページをお開きください。

同款 3 項 1 目消防庁舎整備費であります。これは田方南消防署の給油設備設置工事費であります。計上額は2,570万4,000円で、前年度と比較し1,966万7,000円の増

額であります。増額の主な理由としては、平成28年度は、田方中消防署の昇降機耐震工事でありましたが、平成29年度は田方南消防署の給油設備設置工事であり、工事内容の相違によるものであります。

次に、同款同項2目消防庁舎維持管理費であります。これは、消防本部及び各消防署の庁舎維持及び設備の保守点検に係る経費が主なものであります。計上額は5,435万9,000円で、前年度と比較し421万2,000円の増額であります。増額の主な理由としては、新たに開署した沼津北消防署原分署の設備等の保守料及び伊東消防署の空調設備改修費であります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

同款同項3目車両資機材整備費であります。これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車2台、水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車2台及び高度救助用資機材の整備費であります。計上額は1億9,445万9,000円で、前年度と比較し1,917万5,000円の増額であります。増額の主な理由としては、高度救助隊の発足に伴う高度救助用資機材の整備によるものであります。

次に、4款が公債費であります。これは、旧田方地区消防組合の消防庁舎、消防車両及び消防救急デジタル無線に係る起債償還金及び償還利子と平成28年度に駿東伊豆消防組合で起こした起債の償還利子であります。

次に、5款予備費は500万円を計上させていただきました。

以上で、予算概要の説明を終わります。

続きまして、44ページをお開きください。

ここでは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、平成29年度末現在高の見込み額を表の一番右側の欄に記載させていただきましたが、駿東伊豆消防組合と旧田方消防組合の現在高見込み額の合計としては16億5,230万7,000円であります。

次に、45ページには、債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、46ページから70ページまでは給与費明細書をつけてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、議第1号、2号、3号、4号、以上4件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

それでは、議第5号、火災予防条例の一部改正について質問をさせていただきます。

改正条文は、公表することができるということとなっておりますけれども、公表をする考えであるかどうか。また、公表する場合の要綱など、枠組みについても既に検討がされているのかどうかお伺いしておきたいと思います。

2点目として、当広域消防の管轄は観光地を有しております。対象となっている防火対象物の件数と、これに違反して公表の対象となる件数について、できれば市町ごとにでも、把握されているものについてお聞かせいただきたいと思います。

○予防課長（渡辺 肇）

議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、初めに、公表する考えと公表する場合の要綱などの枠組みの内容についてお答えいたします。

公表制度につきましては、近年、不特定多数の人が利用し、消防法令に重大な違反がある建物において、その利用者が多数死傷した火災事例を踏まえ、平成25年12月に総務省消防庁から違反對象物に係る公表制度の実施についての通知が発出され、平成27年4月から全ての政令指定都市消防本部で公表制度が実施されております。さらに、その後の通知により、管内人口が20万人以上の消防本部では、遅くとも平成29年3月までに条例等の改正を行い、平成30年4月1日までに実施するよう示されました。

本消防本部といたしましては、平成29年4月から実施し、住民や観光客を含めた利用者に対し、安全安心に関する情報を提供したいと考えております。

また、公表する場合の要綱などの内容につきましては、火災予防条例施行規則において、飲食店、宿泊施設、病院等の不特定多数の方が利用する特定防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、未設置である消防法令違反を確認した場合に、その違反が是正されるまでの間、消防本部のホームページに防火対象物の所在地、名称、違反内容等を公表

することを規定するものであります。

次に、消防法令違反があり、公表の対象となる市町別の件数についてお答えいたします。

1月末現在で本消防本部管内全体では52件の違反対象物があり、市町別では、沼津市で41件、伊東市で7件、清水町で4件となっております。

なお、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町についてはございません。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

了解。

○議長（植松恭一）

次に、議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

議第6号の組合の予算について、3点質問させていただきます。

1点目は、2款1項の総務管理費で、市町消防基金の積み立て1,400万円とありますが、この目的と管理方法について。

2点目に、3款1項の職員管理費の中で、全体として時間外手当の増が見込まれておるかと思いますが、この要因についての御説明を伺いたしたいと思います。

3点目に、3款3項消防施設費における車両等の整備事業について、どこにどういった車両等を整備する費用であるのか、もう少し具体的に御説明をいただきたいと思っております。

○総務課長（小森 泉）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず最初に、議第6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算のうち、市町消防基金積立事業の消防基金新規積み立て1,400万円の目的及び管理方法についてお答えいたします。

消防基金新規積み立ての1,400万円は、旧田方地区構成市町と協議の上、前年度の組合会計予算のうち、田方個別経費の剰余金を駿東伊豆消防組合田方消防基金へと積み立てるものです。

本基金の取り扱いにつきましては、田方個別経費予算において、起債の繰り上げ償還、または突発的に経費が必要となる事案が発生した場合など、組合議会の補正

予算において、この基金を繰り入れすることにより、田方構成市町の予算を補正することなく、迅速に効率的かつ計画的に執行することを目的としております。

また、田方消防基金の管理方法につきましては、金融機関での定期預金で運用管理をしております。

2点目の3款1項職員管理費、時間外勤務手当の増が見込まれている要因についてお答えをいたします。

1つ目の時間外勤務手当の増の要因としましては、東伊豆町派遣職員給与支給事業において、今年度末の退職者がいないことから、職員の昇給に伴い、時間単価が上がるため、増額になるものであります。

2つ目の要因としましては、旧清水町職員給与支給事業において、旧清水町職員は、平成29年度から組合職員となるため、これまで管理職手当の支給を受けていた一部の職員が時間外勤務手当の支給対象となることから、増額となったものであります。

3つ目の要因といたしましては、組合採用職員給与支給事業において、平成29年度は新たに31人の職員を採用することから、対象となる組合採用職員が現在の23人から54人となるため増額となったものであります。

なお、沼津市派遣職員、伊東市派遣職員、旧田方職員給与支給事業につきましては、職員の退職により手当の支給対象となる職員数が減っているため、減額となっております。

説明は以上です。

○警防救急課長（山本竜也）

3点目の3款3項消防施設費車両等整備事業は、どこにどのような車両等を整備する費用であるかについてお答えします。

車両の整備につきましては、更新計画に基づき、消防ポンプ自動車2台、水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車2台の計5台を更新いたします。

消防ポンプ自動車2台の配備先は、沼津南消防署と沼津北消防署で、水槽付消防ポンプ自動車は、伊東八幡野分署に配備いたします。高規格救急自動車2台は、田方南消防署と沼津北消防署へ配備いたします。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

1つだけ、あれなんですけれども、基金の問題で、僕は、基金は組合全体の基金かなというふうにちょっと受けとめたんですけれども、そうしますと、これは田方

のやつに使うということ、これはこれでいいんですけども、ただ、そうしますと、組合として基金を持たない状況ということになるわけじゃないですか。そうすると、基金条例の中で見たように、災害により生じた消防施設の改修とか、いろんな今後受けるであろう突発的な問題というのものもあるんじゃないかな。そうしますと、今後の問題とすると、一定数の基金を組合としても所有するということが必要になってくるのではないかなというふうにちょっと感じましたもので、今後また御検討いただきたいと思います。

○議長（植松恭一）

以上で、通告による質疑は終わりました。

これで質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第1号、2号、3号、4号、5号、6号、以上6件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 駿東伊豆消防組合への派遣職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

8番 片岡章一議員。

○8番（片岡章一）

広域化から1年が経過する中で、現在の課題と今後の対応について質問します。

広域化前の旧消防本部時代には、各消防署所において、消防救急活動を行う上で、地域特有の課題、例えば火災において出動する車両台数の相違など、多種多様な地域的課題があったと思いますが、広域消防として、その課題に対しどのように対応し、各地域は広域消防になったことにより、どのような変化があったのか、当局の認識について伺います。

また、2つ目の質問としまして、その課題を踏まえ、平成29年度の予算などにおいて、今後どのような対策に取り組んでいくのか、当局の考え方について伺います。

最後に、3つ目としまして、広域化して1年が経過しようとしている今、広域化した時点ではなかなか取り組めない事項もあったのではないかと考えます。今後、中長期的に計画、目標を定め、消防行政として、その理想に向かっていくべきと考えますが、現段階で駿東伊豆消防組合として考える消防行政のあり方や検討していかねばならない方向性など、当局の認識について伺います。

以上で質問を終わりにします。

○警防救急課長（山本竜也）

御説明をいたします。

広域化から1年が経過した中で、現在の課題と今後の対応についてのうち、まず1つ目の各署所の地域的課題がある中で、広域消防としてどのような対応をしたのか、また、各地域は広域消防になったことにより、どのような変化があったのかに

ついてお答えをいたします。

広域前の旧5消防本部は、これまで組織の規模や地域の実情に応じた独自の災害対応等を実施してまいりました。しかしながら、消防救急活動を行う上で出動する車両台数や活動人員に制約があり、理想の消防戦術が構築できないことや、その消防力を超える災害に対して対応が出来るなど、課題がありました。このことから、広域消防として新たな出動計画を策定し、災害対応の標準化、統一化を図りました。これにより、初動の出動車両の台数や増隊体制の充実、統一的な指揮による部隊運用が強化され、大規模災害や特殊災害の発生に対しても、早期に消防力を投入することが可能となり、広域化のメリットである対応能力の充実強化が図られたと考えております。

次に、2つ目の質問のそれらの課題を踏まえ、平成29年度の予算などにおいて、今後どのような対策に取り組んでいくのかについてお答えをいたします。

平成29年度の予算につきましては、災害活動の一層の充実を図るため、消防車両の更新計画に基づき、消防車、救急車等の更新整備を実施するとともに、広域化前には困難でありましたはしご車のオーバーホールを実施いたします。また、大規模災害や特殊災害等に対応する高度救助隊を発足させるため、隊員の育成や高度救助資機材等の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（小森 泉）

それでは、3つ目の質問の今後の消防行政のあり方についてお答えをいたします。

広域化当初は、旧5消防本部の各消防署所の配置を見直さず、そのまま引き継いだものでありますが、広域化した今、出動体制も行政区域の垣根がなくなり、効率的な体制を構築できることから、中長期的展望としては、消防署所の適正配置や統廃合を検討していく必要があると考えております。

そのため来年度は、各消防署に配置している消防室及び予防室を方面本部ごとに統合し、事務の効率化を図るとともに、現状の管内状況を踏まえ、組織運用のさらなる適正化について検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、駿東伊豆地区広域消防運営計画に記載のあるとおり、下田地区消防組合との統合についても引き続き調査研究を重ねてまいります。

以上です。

○議長（植松恭一）

以上で、片岡章一議員の一般質問は終了いたしました。

次に、14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

東伊豆町における広域化の現状について、私の方から質問させていただきます。

1つとして、救急出動の状況についてでございます。東伊豆消防署からの救急車の町外出動の状況、または町外の消防署からの出動数の状況等をまずお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に、町内の救急出動において、入電から現着において、20分を超える出動件数というのが、また入電から病院到着まで60分を超える出動件数、この比較を一昨年8月と昨年8月における実績で対比してお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目に、消防出動の状況なんですけど、昨年12月18日に町内で久々に住宅火災がありました。私も現場におりましたけれども、いろいろな課題があったように考えておりますが、消防として、この事案についての分析や総括をされているでしょうか。また、消防署や地元消防団に課題はなかったのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

○警防救急課長（山本竜也）

お答えをいたします。

東伊豆町における広域化の現況についてのうち、救急出動の状況の1つ目の東伊豆消防署の救急車の町外出動数と町外消防署からの出動数についてお答えをいたします。

東伊豆消防署の救急車の町外出動件数は、平成28年4月1日から12月31日までの間、伊東市に29件出動しております。また、町外消防署からの出動件数につきましては、伊東消防署から東伊豆町に64件出動しております。

次に、救急出動の状況の2つ目の町内救急出動において、入電から現着において20分を超える出動件数と入電から病院到着まで60分を超える出動件数の一昨年8月と昨年8月における実績の対比についてお答えをいたします。

一昨年8月と昨年8月において、東伊豆町内救急出動の入電から現着までに20分を超える出動件数は、一昨年が4件、昨年が4件と同数でございます。

次に、入電から病院到着まで60分を超える出動件数は、一昨年8月が16件、昨年8月が31件で、15件の増加となっております。

救急出動の状況は以上でございます。

○東伊豆消防署長（久我谷 精）

3つ目の消防出動の状況における昨年12月18日の建物火災についてお答えいたし

ます。

御質問の火災は、平成28年12月18日日曜日7時ごろ、賀茂郡東伊豆町稲取1699番7の専用住宅から出火、出火建物及び併設した車庫を全焼、出火建物東側の共同住宅及び西側のホテル外壁等の一部を焼損したものです。

出動車両は、建物火災の第一出動指令により、東伊豆消防署から3隊、伊東消防署から2隊の計5隊が出動いたしました。また、伊東消防署指揮隊は、出動途上に得た現場無線報告から判断し、特命出動指令により2隊、さらに第二出動指令により2隊を増隊させ、合計9隊27名が出動いたしました。

消防団は、消防団本部及び稲取地区4個分団の車両8台、消防団員93名が出動し、消火活動に当たりました。

○警防救急課長（山本竜也）

続きまして、消防として、この事案の分析や総括及び消防署や地元消防団の課題についてお答えをいたします。

本火災は、全焼の建物火災でございましたので、出動体制や活動状況について、1月10日に東伊豆消防署員及び伊東消防署員40人で警防検討会を開催いたしました。その結果、全体を通しては大きな課題はないと認識をしております。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

救急も、今回の火災においても、確かに言われたように、広域化によって一定の体制があったというふうには、効果が上がっているんだろうというふうに思うんですね。そこは一定評価をしておくべきだと思っております。

ただ1点、救急の問題でいいますと、やっぱり町民の皆さんから伺う中では、何件か救急において、救急をお願いしたんだけど、30分ぐらいかかるとか、宇佐美の方から出動するので待つてほしいとか、こういう案件もあったという声を伺っております。やっぱり東伊豆町自身は人口も1万3,000人を切っているんですけども、観光客も多く、8月の場合なんかは滞在しておりますし、東伊豆や伊東の南部、伊豆高原地域なんかの場合には住民票を移さない人たちが1万人以上いらっしゃる、また高齢化している、こういう地域特性があって、今後ともこの点は非常に課題になっていくんじゃないかなというふうに考えております。やっぱり配置等に、先ほど出たように、適正配置という中には、こういう要素を大いに検討して加味していただきたいなというふうをお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（植松恭一）

以上で、山田直志議員の一般質問は終了いたしました。

次に、12番 塚平育世議員。

○12番議員（塚平育世）

私からは、消防広域化になりまして、課題について、4点について伺いたいと思います。

まず最初に、広域消防となりましてもうすぐ1年となりますが、そうした中で、消防本部や3方面本部における課題はどんなふうになりましたでしょうか。

それから、第2点目につきましては、平成29年度の予算を見ますと、退職者が30名、新採用者は31名となっております。新採用者の新採教育はどのようにされるのか、また、配置状況について伺いたいと思います。

それから、3点目ですけれども、消防団との連携についてどのように進んでおりますでしょうか、伺います。

それから、4点目につきましては、女性消防職員の配置状況について、現在の状況がどうなっているか伺いたいと思います。

以上4点ですが、よろしく願いいたします。

○警防救急課長（山本竜也）

お答えをいたします。

消防広域化になって課題等について、1つ目の消防本部や3方面本部における課題についてお答えをさせていただきます。

本質問につきましては、8番議員の質問と同じ内容でありますので、先ほどの答弁のとおりでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（小森 泉）

それでは、2つ目の新規採用者の関係のお答えをいたします。

平成29年度の新採用者の新規教育、またその配置状況についてのお答えになります。

平成29年度の新規採用者31人のうち、19人は平成29年4月から静岡市清水区にあります静岡県消防学校に入校し、消防職員として基本的な活動などができるよう、約半年間にわたる初任教育を受けた後に、それぞれの署所へ配置される予定でございます。また、残る12人は消防学校への入校が10月からとなるため、それまでは各署所へ配置し、所属職員の個別指導により現場対応ができるよう教育をいたします。

配置状況につきましては、消防学校の教育を修了し、31人全員が正規の配置となるのは来年の3月となりますが、今年度末に退職を迎える職員が抜けた署所への配置を基本として考えております。

以上です。

○警防救急課長（山本竜也）

3つ目の消防団との連携についてお答えをいたします。

消防活動において、消防団との連携は非常に重要でありますので、広域化前以上に連携を図るため、各市町の消防団と林野火災を想定した中継放水訓練や資機材取り扱いなどの実践的な訓練を行っております。今後におきましても、住民の安全安心を確保するため、訓練等を通じて、消防団との連携強化に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○総務課長（小森 泉）

女性消防職員の配置についてお答えいたします。

女性消防職員は、現在、消防吏員8人と事務吏員2人の10人がおります。そのうち4人は毎日勤務をしており、会計室に1人、総務課に2人、沼津北消防署予防室に1人が配置をされております。また、残る6人は隔日勤務をしており、配置場所は沼津北消防署に1人、沼津南消防署に2人、田方中消防署に1人、田方北消防署に1人、田方南消防署に1人がそれぞれ配置をされております。

以上です。

○12番議員（塚平育世）

1番の（1）の再質問をさせていただきますけれども、先ほどは8番議員と同じ回答だということでありましたけれども、消防力の充実強化が図られたというふうなことを答弁されたと思いますけれども、私が見ます、29年度の予算を見ますとね、人員が削減されているような形もあります。ただ、そこにはどういう形で人員が配置がされているのかということはあると思いますけれども、見ますと、例えばですね、田方でいいますと、26年4月1日で166人いたところが28年に161人になって、今度の29年には155人になるというふうになるんですけれども、先ほど答弁の（2）の方でも、退職補充をしますというふうな話がありましたけれども、その辺も含めまして、全体としてどんなふうに充実強化されたのかということで聞きたいと思いますけれども。ちょっと質問わかりますでしょうか。

例えばですね、人員が削減されることによって、車両とかが減ったとか、あるい

は車両に乗る人が3人だったのが4人になったとか、そういうふうなね、もっと細かいことでいえば、あると思いますけれども、その辺なんかも含めてどんなふうに充実強化がされたのかということ伺いたいと思います。

○総務課長（小森 泉）

それでは、私の方から、人員のところについてまず御説明をさせていただきます。

今、議員の方でお話ございました、人数が少し減っているというところにつきましては、あくまで現職が退職しておりますので、予算書上はその人件費が減っておりますので、166から始まって161、155と、これは退職者の現職人数を減じております。その人数につきましては、それぞれの年度において、組合採用職員として新規採用してございますので、定数には変わりはありません。

したがって、先ほど新規職員の配置のところ御説明しましたとおり、退職してその数が減った部分については、新規採用者を含めた職員全体で配置をしていくという考えですので、決して広域になったからその人数が減っているということはありませんので、そこは御理解いただければと思います。

人員のところについては、私からは以上です。

○警防救急課長（山本竜也）

私の方から、現場の対応の強化について御説明をさせていただきます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、広域になりまして、新たな出動計画というのを策定をいたしました。これにつきましては、例えば第3方面隊、先ほど東伊豆町の方の質疑がございましたが、その部分でいいますと、建物火災で通常、広域になる前は3隊の出動であったものが新たな出動計画ですと、通常建物火災で5隊の出動、またその建物が中高層建物であれば、1隊増加の6隊の出動になります。また、炎上しているような火災の場合には、第二要請をしますと、また2隊追加されるということで、車両の出動数が増加をしているということでございます。

以上でございます。

○12番議員（塚平育世）

わかりました。低下されていないというふうなことで理解したいと思います。

それでは、2番目の（2）のほうでちょっと伺いたいと思いますけれども、先ほど、退職された方については、退職したところに配置をされるということで、プラス・マイナス・ゼロということになると思いますけれども、それでは、今度、再任用ということで補充というか、再任用者がおるわけですがけれども、その再任用の方についてはどういうふうな形で取り組むというんでしょうかね、取り組む予定にな

っているのか伺いたいと思います。例えばですね、先ほどの説明ですと、4月から半年間の方が19人ということでありました。残る11人につきましては10月からということになりますけれども、では10月からの方々は、再任用の方が指導するとか、そういうふうなことになっているのかどうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○総務課長（小森 泉）

ただいまの御質問の再任用についてですが、実際、再任用職員につきましては、御存じのとおり、それまでの経験や知識を生かして活躍してもらおうということになってございますので、議員のおっしゃるように、新規採用職員の教育という仕事も一つということでは考えておりますが、現時点では具体的にそれに充てるということには決まっております。

いずれにしても、これから先、再任用職員の雇用というのも対象となる職員がおりますので、それぞれ配置する場所を検討していくように考えているところでございます。

以上です。

○12番議員（塚平育世）

議長。

○議長（植松恭一）

塚平議員、一般質問は1人3回までです。

○12番議員（塚平育世）

3回というのは、1つ1つについて3回じゃなくてね。

○議長（植松恭一）

3度までです。

○12番議員（塚平育世）

わかりました。

○議長（植松恭一）

以上で、塚平育世議員の一般質問は終了いたしました。

これで消防行政に対する一般質問は終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として、議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植松恭一）

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎副管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで森延彦副管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○副管理者（森 延彦）

平成29年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提出させていただきました各議案につきましては、慎重な御審議の上御議決賜り、厚くお礼申し上げます。

組合議員の皆様におかれましては、今後とも管内消防行政発展のため、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方がますます御健勝にて御活躍されますよう、心から御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、平成29年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時10分 閉会

○地方自治法第 123条第 2 項の規定により署名する。

平成29年 2 月 2 日

議 長 植 松 恭 一

議 員 秋 山 治 美

議 員 山 田 直 志